

ファックス：_____
宛名人：_____

- (c) いずれの当事者も相手方当事者に対して本契約の規定に従って書面で通知し、かかる通知を相手方が受領することにより上記の住所もしくはファクシミリ番号を変更することができる。

Article 17. DISPUTE RESOLUTION

All disputes, controversies or differences which may arise between the Parties hereto, out of or in relation to or in connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in (name of city) in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association.

第17条 [紛争解決]

本契約からまたは本契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、(都市名)において仲裁において最終的に解決されるものとする。

Article 18. MISCELLANEOUS

- 18.1 (Successors and Assigns) This Agreement shall inure to the benefit of and be binding upon the Parties and their respective permitted successors; unless otherwise provided herein, nothing in this Agreement, expressed or implied, is intended to confer on any person other than the Parties or their respective permitted successors as are notified to the other Parties, any rights, remedies, obligations or liabilities under or by reason of this Agreement. Foreign OEM Manufacturer shall not assign its respective rights and obligations hereunder without the prior express written consent of Japanese OEM Purchaser. Japanese OEM Purchaser shall retain the right to freely assign its rights and obligations hereunder.
- 18.2 (No Waiver) No failure by either Party to insist upon strict compliance by the other Party with any of the terms, provisions or conditions of this Agreement in any instance shall be construed as a waiver or relinquishment by such Party to insist upon strict compliance in the future.
- 18.3 (Validity) If any part of this Agreement is determined to be void, voidable, invalid, inoperative or unenforceable by a court of competent jurisdiction or by any other legally constituted body having jurisdiction to make such determination, to the extent permitted by law, the remainder of this Agreement shall continue in full force and effect. In such case, the Parties shall negotiate in good faith on how to treat the subject-matter dealt with by those parts of the Agreement determined to be void, voidable, invalid, inoperative or unenforceable.

第17条 [紛争解決]

契約書を慎重に作成し、締結してもあらゆる場合に対応できる完全な形できあがることはまずなく、規定された条項自体の解釈について事後的に争いが生じることも十分考えられる。本条項はこれらの事態が生じた場合、まず当事者間の協議に委ねることを規定しており、同時に紛争解決手段を規定している。紛争を最終的に解決する方法としては、訴訟または仲裁が挙げられるが、秘密性、迅速性、経済性、相手国における執行力等（判決では相互主義が要件となる場合もあるため）を考慮すると仲裁が望ましいといえる。仲裁条項においては仲裁の対象となる紛争の範囲、仲裁地、適用仲裁規則および仲裁機関を明確に規定しておく必要がある。本条項例では、国内購入者の立場に立ち、東京を仲裁地としている。なお、規定にあるとおり、仲裁手続進行中も財産の仮差押等の保全手続は可能であることに注意する。

第18条 [雑則]

第18.1条 (後継者と譲受人)

本条項例において、国内購入者は、外国製造業者に製造方法の開示等も含め重要な情報を提供しており、当事者間の特別な信頼関係を前提として締結されている。したがって、外国製造業者が本条項例に基づく権利義務関係の全部または一部を自由に譲渡することは明示的に禁止することが必要である。他方、本条項例では、国内購入者が合併、営業譲渡により本件製品製造業務を他者に移転させる場合、本条項例に基づく権利義務関係を自由に譲渡できるようにしている。一方的ではあるが、交渉次第では可能だといえる。

なお、本条項例においては、国内購入者が外国製造業者の製造能力に着目して契約を締結しているというOEM製品製造供給契約の特質に鑑み、外国製造業者による下請けの利用については詳細な条項を設けておらず、外国製造業者が本件製品の製造を第三者に委託するためには国内購入者の同意が必要である旨第3.1条で規定し、かつ当該第三者の責任について外国製造業者が全面的に責任を負う形を採用している。実際に委託を認める場合、これに加えて、当該第三者と外国製造業者との間の契約が本条項例の趣旨を反映しかつ国内購入者の利益を害する者でないか等を慎重に検討し、その契約内容を熟知する必要がある。

第18.2条 (権利不放棄)

契約違反に対して、それが重大なものである場合には黙認することはないだろうが、軽微ものは見逃すこともある。そのような場合、当該黙認が契約の変更であると解釈されるのを防止し、以後の同様の契約違反は責任を追及できることを明確にするため、本条項を設けている。

第18.3条 (有効性)

契約の一部が法令違反その他の事情により無効となった場合に、残余の契約の効力を同時に無効とするか否かについて、残余の効力に影響はない旨定めた規定である。なお、無効となった規定について単に当事者の協議によるものとし、契約締結当初の趣旨を生かす旨の留保を付けなか